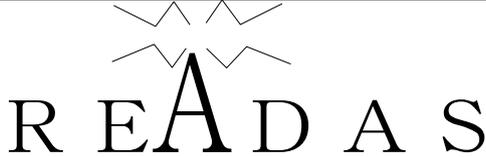


第 6336 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 6日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 加算税の種類と内容

Q：先日、芸人が申告をしていなかったとして追徴と加算税が課されましたが、加算税にはどのようなものがあるのですか？

A：過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税があります。

【解説】

加算税には、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税があり、それぞれ次のような内容になっています。

①過少申告加算税

過少申告加算税とは、期限内申告書を提出した納税者が、修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額が生じた場合(申告した税額が本来の税額より少なかった場合に、新たに納付する税額に附帯して納付する税金をいいます。

②無申告加算税

無申告加算税とは、期限内に申告書を提出せず、期限後申告又は決定があったときに課される税金です。

③不納付加算税

不納付加算税とは、源泉徴収による国税が法定納期限までに納められなかった場合に課される税金です。

④重加算税

重加算税とは、過少申告加算税、無申告加算税又は不納付加算税が課される場合において、納税者がそれらに係る事実の全部又は一部を隠ぺいし又は偽装したと認められる場合に、これらの税に代えて課される税金をいいます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

